

日 行 連 発 第 720 号
平成 29 年 10 月 24 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

新しい住宅セーフティネット法の施行について（周知）

住宅市場において自力での居住住宅を確保することが難しい高齢者・低額所得者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家・空き室等を賃貸住宅として貸し出し、円滑な入居を促進する措置を追加する「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）が、平成 29 年 10 月 25 日に施行されます。

本改正法により、賃貸住宅の登録、居住支援法人の指定申請、これらに伴う補助金申請などが創設され、これらは行政書士業務として考えられます。

つきましては、各単位会におかれましては、各会員が支障なく業務を遂行できるよう、周知を図られたく、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、当会からは、別添の会長声明を公表しましたのでご参照ください。

【別添】新たな住宅セーフティネット制度に関する会長声明～行政書士が全面的に支援します～（平成 29 年 10 月 19 日公表）

【参考】新しい住宅セーフティネット法が 10 月 25 日から施行されます。
（国土交通省 報道発表）

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000115.html

以 上